

熊本市建設工事低入札価格調査実施要領

制定	平成10年	3月31日告示第113号
改正	平成16年	4月16日告示第160号
	平成17年	2月1日告示第44号
	平成17年	8月17日告示第397号
	平成19年	4月25日告示第227号
	平成20年	3月25日告示第152号
	平成20年	8月8日告示第430号
	平成20年	9月19日告示第524号
	平成21年	5月14日告示第310号
	平成21年	6月30日告示第408号
	全部改正	平成21年
改正	平成22年	3月23日告示第140号
	平成22年10月	8日契約検査室次長決裁
	平成23年	6月17日公告第485号
	平成24年	4月1日公告第292号
	平成25年	5月27日公告第385号
	平成26年	7月31日公告第566号

(趣旨)

第1条 この要領は、入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象とする建設工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約とする。ただし、施行令第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する総合評価一般競争入札によるものを除く。

(調査基準価格)

第3条 市長は、入札により前条に規定する建設工事の請負契約を締結しようとする場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの判断基準として調査基準価格を設定するものとする。

2 調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「入札書比較価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる額を合計した額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じた額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 前項に定める調査基準価格の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、工事の内容から同項の割合で調査基準価格を設定することが不適当であると市長が認めるときその他市長が特に必要と認めるときは、入札書比較価格の10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合を定めるものとする。

5 調査基準価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(数値的判断における失格基準)

第4条 市長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある数値的判断基準として、失格基準価格を設定するものとする。

2 失格基準価格は、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号の規定により算出した額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。

- (1) 直接工事費 入札書比較価格の算出の基礎となった直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費 入札書比較価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費 入札書比較価格の算出の基礎となった現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等 入札書比較価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 前項に定める失格基準価格の算定は、入札書比較価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

4 市長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の額のいずれかが、第2項に定める失格基準価格に満たない場合は、当該入札を失格とする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、一般競争入札にあつては入札公告及び入札説明書に、指名競争入札にあつては指名通知書において次に掲げる事項を明記し、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる調査基準価格を設けていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合(調査基準価格を下回った入札をした者が第4条の規定によりすべて失格となった場合を除く。以下同じ。)の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者(第4条の規定によりすべて失格となった者を除く。以下同じ。)に対しては、事情聴取を行うこと。この場合において、事情聴取に協力すべきこと及び事情聴取当日には配置予定の主任(監理)技術者が出席する必要があること。
- (5) 失格基準価格を下回った入札は、失格とすること。
- (6) 第9条第3項に規定する調査対象者が落札した場合における契約に係る措置
(落札決定の保留)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して保留を宣言し、施行令第167条の10第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査)

第7条 市長は、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査を行うものとする。この場合において、施行令第167条の9(施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によりくじがなされるときは、低入札価格調査は、当該くじを行う前に実施するものとする。

(書類の提出)

第8条 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、調査基準価格を下回った入札を行った者全員に、開札日の翌日から起算して3日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日を除く。)以内に、低入札価格調査審査調書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、提出させるものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由(様式第2号)
- (2) 当該入札価格に対応した工事費内訳書(市が閲覧に供した工事費内訳書のすべての項目に、数量、単位、単価及び金額が記載された工事費内訳書をいう。以下同じ。)
- (3) 前号の工事費内訳書に記載した単価(直接工事費及び共通仮設費に係る材料費、機械損料、労務費等の単価を含むすべての単価とする。)について、次に掲げる見積書等(工事費内訳書の各項目に対応したものをいう。以下同じ。)の写し
 - ア 材料費について、購入するすべての資材に関する見積書(公告日以後に徴したものに限る。以下同じ。)
又は過去1年以内に取引した実績が証明できる請求書等
 - イ 機械等の損料について、リースするすべての機械等に関するリース契約書又は見積書
 - ウ 労務費について、自社の労務者以外のすべての者に関する見積書
- (4) 配置予定技術者の資格が確認できる資料(法令等による免許証、資格者証等の写しをいう。)及び社会保険加入関係書類その他の雇用が確認できる資料

- (5) 経費内訳書（様式第3号）
 - (6) 対象工事近隣における手持工事の状況（様式第4号）
 - (7) 対象工事に関連する手持工事の状況（様式第5号）
 - (8) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件等の関連（様式第6号）
 - (9) 手持資材の状況（様式第7号）
 - (10) 対象工事に手持資材を使用する場合は、当該資材を所有していることを証明する資料（保管状況の写真、台帳等の写しをいう。）
 - (11) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式第8号）
 - (12) 手持機械等の状況（様式第9号）
 - (13) 手持機械等を保有していることを証明する資料（車検証等をいう。）
 - (14) 工事に使用する機械等をリースする場合は、リース契約書又は見積書
 - (15) 労務者の具体的供給見通しに関する事項（様式第10号）
 - (16) 自社の労務者を使用する場合は、給与規程又は賃金台帳等の写し
 - (17) 過去に施工した熊本市発注工事の状況（様式第11号）
 - (18) 経営内容に関する事項（様式第12号）
 - (19) 過去3年間の営業年度終了の財務諸表の写し
 - (20) 下請発注予定、建設副産物の搬出地その他必要な事項（様式第13号）
 - (21) 信用状態に関する事項（様式第14号）
 - (22) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める資料
- 2 前項各号に掲げる書類については、同項第1号に掲げる書類から順に1から連番でページ番号を記載し、同項第2号の工事内訳書については、備考欄に次の事項を記載するものとする。
- (1) 材料費又は材料費を含む項目については、手持・購入の別並びに該当する見積書等及び前項第10号に掲げる書類のページ番号
 - (2) 機械損料又は機械損料を含む項目については、自社所有・リースの別並びに該当する見積書等及び前項第13号に掲げる書類のページ番号
 - (3) 労務費又は労務費を含む項目については、自社・下請の別並びに該当する見積書等及び前項第16号に掲げる書類のページ番号
- 3 第1項各号に掲げる書類については、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- 4 市長は、低入札価格調査を行うために必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類を期限を定めて追加して提出させるものとする。
- 5 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 6 提出された書類は、返却しない。
- 7 市長は、提出された書類を当該調査以外に提出者に無断で使用しないものとする。
（実施方法）
- 第9条 市長は、調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、最低価格入札者を調査対象者とし、前条第1項の規定により提出された書類に基づき、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の場合において、調査対象者が別表に規定する事項のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者のした入札を無効とする。
- 3 市長は、調査対象者（前項の規定により無効となった者を除く。以下同じ。）に対する事情聴取その他必要な調査及び検討の結果について、低入札価格調査報告書（様式第15号）を作成するものとする。
（契約審査委員会の設置・審査）
- 第10条 調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを審査するため、契約審査委員会を設置するものとする。
- 2 契約審査委員会は、契約検査総室長、契約検査総室副室長（工事契約担当）並びに設計担当の次長及び課長をもって組織するものとし、会長は、設計担当の次長をもって充てるものとする。
- 3 契約審査委員会は、前条第3項の低入札価格調査報告書に基づき審査を行い、審査結果は委員の過半数の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。
- 4 契約審査委員会の庶務は、総務局契約検査総室が行うものとする。
（落札者の決定等）

第11条 前条の規定による契約審査委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた場合は、当該調査対象者（施行令第167条の9の規定によりくじがなされる場合にあっては、当該くじにより落札者となるべき者）を落札者と決定する。

2 前条の規定による契約審査委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、当該調査対象者を落札者とししないものとする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の入札価格が調査基準価格以上のときは、当該次順位者を落札者と決定し、次順位者の入札価格が調査基準価格未満のときは、第9条以降と同様の手続によるものとし、同条第1項の規定中「最低価格入札者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、落札者としなかった調査対象者に対しては、理由を付してその旨を入札結果通知書（様式第16号）により通知するものとする。

4 低入札価格調査の結果については、落札者の決定後にその概要を低入札価格調査結果概要調書（様式第17号）により公表するものとする。

（契約に係る措置）

第12条 調査対象者が落札した場合における契約に関しては、次の措置をとるものとする。

(1) 契約保証金の額は、請負代金の額に10分の3以上を乗じて得た額以上のものとする。

(2) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、受注者が熊本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）が発注した工事（以下「市等発注工事」という。）で予定価格が250万円を超えるもののうち開札日前2年以内に完成した工事又は現に施工中の市等発注工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、受注者に対して、監理技術者又は主任技術者とは別に同等の資格を満たす技術者を現場に専任で1名配置させるものとする。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された者

イ 施工中又は施工後において、発注者から工事請負契約に基づき修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直しを除く。

ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者

(3) 熊本市公共工事請負契約約款第44条第2項に規定する違約金の額は、請負代金の額に10分の3を乗じて得た額以上のものとする。

（監督体制の強化）

第13条 調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる監督体制の強化を図るものとする。

(1) 設計担当課長は、受注者が施工体制台帳を作成及び変更した場合、受注者に対して、その提出を求めるものとする。この場合において、施工体制台帳を提出させるに当たり、必要に応じて受注者からその内容について事情聴取を行うものとする。

(2) 設計担当課長は、共通仕様書に基づく施工計画書を提出させるに当たり、必要に応じて受注者からその内容について事情聴取を行うものとする。

(3) 工事の監督員は、設計図書に基づく検査等を実施するに当たっては、入念に行うものとする。この場合において、あらかじめ提出された施工体制台帳及び工事工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聞くものとする。

(4) 設計担当課長は、安全な施工の確保及び建設労働者への適正な賃金支払の確保等の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年9月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするものについて適用する。

（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

2 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約については、本市（上下水道局及び病院局を含む。）が発注したものとみなしてこの要領（2町編入日前に工事が完成したものにあっては、第12条第2号アを除く。）を適用するものと

する。

附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするものについて適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするものについて適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月31日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするものについて適用する。

別表（第9条関係）

	事項	内容
1	書類が提出されない場合	指定の期日までに求められた資料の全部又は一部が提出されない場合
2	書類が未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	求められた資料とは無関係な書類である場合 他の業務の資料である場合 白紙である場合 他の入札参加者の様式等を入手し、使用している場合
3	書類に記載すべき事項が欠けている場合	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合 入札説明書に指定された項目を満たしていない場合
4	書類に不備があると認められる場合	見積書等に記載された機械損料、労務費、材料費等の規格、数量、価格等が工事費内訳書に記載された内容と一致しない場合 見積書等に代表者等の押印がない場合 工事の一部を他の者に請け負わせることを予定している場合に、下請負人の見積書が「〇〇工事一式」のように具体的に記載されていない等、工事費内訳の各項目に対応していない場合
5	書類の記載すべき内容に誤りがある場合	発注者名、発注件名、提出業者名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く。） 工事費内訳書の内容と「入札時の工事費内訳書」の内容が合っていない場合（千円未満の端数処理を除く。） 工事費内訳書の計算（各小計又は合計）が合っていない場合
6	事情聴取に協力しない場合	事情聴取に応じない場合 配置予定の主任（監理）技術者が事情聴取に参加しない場合 指定の時刻までに出席者が集まらず事情聴取ができない場合

低入札価格調査審査調書

熊本市長（宛）

登録番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事について、低入札価格調査審査調書を提出します。審査調書の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

なお、虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

工事番号	
工事名	
入札金額	円
開札日	年 月 日
添付書類	裏面のとおり

担当部署	
担当者	
TEL	
FAX	

(裏面)

番号	添付書類	ページ番号
(1)	当該価格により入札した理由 (様式第2号)	
(2)	当該入札価格に対応した工事費内訳書 (市が閲覧に供した工事費内訳書のすべての項目に、数量、単位、単価及び金額が記載された工事費内訳書をいう。以下同じ。)	
(3)	(2)の工事費内訳書に記載した単価 (直接工事費及び共通仮設費に係る材料費、機械損料、労務費等の単価を含むすべての単価とする。) について、次に示す見積書等 (工事費内訳書の各項目に対応したものをいう。) の写し	—
(3)ーア	材料費について、購入するすべての資材に関する見積書 (公告日以後に徴したものに限る。以下同じ。) 又は過去1年以内に取り引した実績が証明できる請求書等	
(3)ーイ	機械等の損料について、リースするすべての機械等に関するリース契約書又は見積書	
(3)ーウ	労務費について、自社の労務者以外のすべての者に関する見積書	
(4)	配置予定技術者の資格が確認できる資料 (法令等による免許証、資格者証等の写し) 及び雇用が確認できる資料 (社会保険加入関係書類等)	
(5)	経費内訳書 (様式第3号)	
(6)	対象工事近隣における手持工事の状況 (様式第4号)	
(7)	対象工事に関連する手持工事の状況 (様式第5号)	
(8)	対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件等の関連 (様式第6号)	
(9)	手持資材の状況 (様式第7号)	
(10)	対象工事に手持資材を使用する場合は、当該資材を所有していることを証明する資料 (保管状況の写真、台帳等の写し)	
(11)	資材購入先及び購入先と入札者との関係 (様式第8号)	
(12)	手持機械等の状況 (様式第9号)	
(13)	手持機械等を保有していることを証明する資料 (車検証等)	
(14)	工事に使用する機械等をリースする場合は、リース契約書又は見積書	
(15)	労務者の具体的供給見通しに関する事項 (様式第10号)	
(16)	自社の労務者を使用する場合は、給与規程又は賃金台帳等の写し	
(17)	過去に施工した熊本市発注工事の状況 (様式第11号)	
(18)	経営内容に関する事項 (様式第12号)	
(19)	過去3年間の営業年度終了の財務諸表の写し	
(20)	下請発注予定、建設副産物の搬出地その他必要な事項 (様式第13号)	
(21)	信用状態に関する事項 (様式第14号)	
(22)	上記に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める資料	

工事名： _____

商号又は名称： _____

(理由)

※ 当該価格により入札した理由（低価格で施工することが可能となる理由）を労務費、手持工事の状況、当該工事箇所と事業所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請会社の協力等の面から具体的に記載すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

工事名： _____

商号又は名称： _____

【共通仮設費】

項 目	内 容	金 額	根 拠 等
運搬費	機械器具の運搬に要する費用		
	現場内における器材の運搬に要する費用		
準備費	準備及び後片付けに要する費用		
	調査、測量、丁張り等に要する費用		
	伐開、整地及び除草に要する費用		
事業損失防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、撤去費及び当該施設の維持等に要する費用		
安全費	交通管理に要する費用		
	安全施設等に要する費用		
	安全管理等に要する費用		
	上記以外で工事施工上必要な安全対策等に要する費用		
役務費	土地の借上げに要する費用		
	電力、用水等の基本料		
技術管理費	品質管理のための試験等に要する費用		
	出来形管理のための測量等に要する費用		
	工程管理のための資料の作成に要する費用		
	上記以外で技術管理上必要な資料の作成に要する費用		
営繕費	現場事務所、試験室等の営繕に要する費用		
	労働者宿舎の営繕に要する費用		
	倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用		
	労働者の輸送に要する費用		
	営繕費に係る敷地の借上げ費用		
共通仮設費 計			

【現場管理費】

項 目	内 容	金 額	根 拠 等
労務管理費	募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）		
	慰安、娯楽及び厚生に要する費用		
	直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用		
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		
	労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用		
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用		
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。		
保険料	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料		
従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。		
退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額		
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額		
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用		
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費		

通信交通費	通信費、交通費及び旅費		
交際費	現場への来客等の応対に要する費用		
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。		
外注経費	工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費		
工事登録等に要する費用	工事实績の登録等に要する費用		
雑費	その他の諸費		
現場管理費 計			

【一般管理費等】

項 目	内 容	金 額	根 拠 等
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬		
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与		
退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金		
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額		
福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用		
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等		
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費		
通信交通費	通信費、交通費及び旅費		
動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用		
調査研究費	技術研究、開発等の費用		
広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用		
交際費	本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用		
寄付金			
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料		
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額		
試験研究費償却	新製品又は新技術研究のために		

	特別に支出した費用の償却額		
開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額		
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課		
保険料	火災保険及びその他の損害保険料		
契約保証費	契約の保証に必要な費用		
雑費	電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用		
付加利益	法人税、都道府県民税、市町村民税等		
	株主配当金		
	役員賞与金		
	内部留保金		
	支払利息及び割引料、支払保証料 その他の営業外費用		
一般管理費等 計			

工事名： _____

商号又は名称： _____

工事名	発注者	工期（契約期間）	金額（円）	元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				
【経費削減可能額及びその根拠】				
【経費削減可能額及びその根拠】				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事現場付近（半径10km程度）での手持工事（民間工事を含む。）について記入すること。 ・ 経費削減可能額及びその根拠については、経費の種別ごとに削減可能な額を具体的に記入すること。 <p>※ <u>事情聴取時には上記記載工事の場所を確認できる地図を持参のこと。</u></p>				
【事情聴取状況】				（※記入不要）

対象工事に関連する手持工事の状況

工事名： _____

商号又は名称： _____

工事名	発注者	工期 (契約期間)	金額 (円)	元請・下請	施工場所 (市町村名)
【経費削減可能額及びその根拠】					
【経費削減可能額及びその根拠】					
【経費削減可能額及びその根拠】					
<ul style="list-style-type: none"> 対象工事と同種又は類似の手持工事（民間工事を含む。）について記入すること。 経費削減可能額及びその根拠については、経費の種別ごとに削減可能な額を具体的に記入すること。 					
<p>※ <u>事情聴取時には上記記載工事の場所を確認できる地図を持参のこと。</u></p>					
【事情聴取状況】					(※記入不要)

様式第6号（第8条関係）

対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件等との関連

工事名： _____

商号又は名称： _____

地図

【経費削減可能額及びその根拠】

- ・ 分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件等との関連が明確になるように記入すること。また、それぞれ所在地も明らかにすること。図面の縮尺は自由とする。
- ・ 経費削減可能額及びその根拠については、経費の種別ごとに削減可能な額を具体的に記入すること。

※ 事情聴取時には登記関係書類、賃借権を定めた契約書等の資料を持参のこと。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

手持資材の状況

工事名： _____

商号又は名称： _____

品名	規格 型式	単位	本工事での 使用予定量	手持数量	不足数量の 手当方法	備考

- ・ 対象工事で使用する予定の手持資材について記入すること。
- ・ 備考欄に工事内訳書の該当ページをすべて記入すること。

※ 手持資材の保管状況の写真、台帳等の写しを添付すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

様式第8号 (第8条関係)

資材購入先及び購入先と入札者との関係

工事名： _____

商号又は名称： _____

工事種別	品名 規格	単位	数量	購入先名		
				業者名	所在地	入札者との関係

・「入札者との関係」欄には、購入先予定業者との関係を記入すること。

(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等

【事情聴取状況】

(※記入不要)

手持機械等の状況

工事名： _____

商号又は名称： _____

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	現在の利用状況

・対象工事に使用する予定の手持機械の状況を記入すること。

※ 手持機械等を保有していることを証する資料（車検証等）を添付すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

労務者の具体的供給見通しに関する事項

工事名： _____

商号又は名称： _____

工 種	職 種	単価	員数	下請負者の名称及び関係
(例) 土工	普通作業員	〇〇	200 (100) 《100》	(株)〇〇 (同族会社)
〇〇工	世話役	〇〇	25 (0) 《25》	(株)△△ (□□会メンバー)
	普通作業員	〇〇	120 (40) 《80》	

- ・ 員数の欄は、対象工事にかかるすべての労務者数を記載し、更に（ ）内に自社の労務者数を、《》内に自社以外の労務者数を記入すること。
- ・ 自社以外の労務者を使用する場合は、見積書等に記載された員数と一致していること。

※ 自社の労務者を使用する場合は、給与規程又は賃金台帳等の写しを添付すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

過去に施工した熊本市発注工事の状況

工事名： _____

商号又は名称： _____

発注機関	工事名	工期	金額(千円)	低入調査	成績評定点

- ・ 過去3年以内に元請として履行が完了した熊本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）が発注した工事を記載すること。
- ・ 記載した工事のうち、低入札価格調査を受けた案件には、「低入調査」欄に◎印を記すこと。
- ・ 工事成績の通知を受けている場合は、その点数を「成績評定点」欄に記載すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

※ 当該業者の施工実績件数、工事成績評定点については、別途確認（済み・未）。

工事名： _____

商号又は名称： _____

- ・過去3年間の主な経営内容の変更とその理由を記載すること。
（合併、営業譲渡、会社分割等の企業再編手続や、会社更生法・民事再生法等の経営再建手続については必ず記載すること。）

過去3年間の経営事項審査の経営状況分析評点（Y点）の推移

（	年	月決算）	点
（	年	月決算）	点
（	年	月決算）	点

- ・過去3年間の営業年度終了の財務諸表の写しを添付すること。

【事情聴取状況】

（※記入不要）

※経営事項審査については確認（済み・未）。

様式第13号 (第8条関係)

下請発注予定、建設副産物の搬出地その他必要な事項

工事名： _____

商号又は名称： _____

第1次下請契約予定者		
下請内容 (工種・数量等)	下請発注予定先 (許可番号)	予定額
建設副産物の搬出地		
建設副産物	受入予定箇所	受入価格
【その他特に記載する事項】		
【事情聴取状況】		(※記入不要)

信用状態に関する事項

工事名： _____

商号又は名称： _____

<p>主要取引金融機関名</p>	
<p>対象工事に係る契約保証</p>	<p>該当するものに■とすること。 <input type="checkbox"/> 現金納付 <input type="checkbox"/> 国債の提供 <input type="checkbox"/> 銀行等の保証 <input type="checkbox"/> 保証事業会社の保証 <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証 <input type="checkbox"/> 履行保証保険の締結</p> <p>現金納付及び国債の提供以外の場合は、予定会社名を記入すること ()</p>
<p>建設業法違反の有無</p>	<p>該当するものに■とすること。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <p>有の場合は、時期、内容、処分状況について記入すること。</p>
<p>賃金不払、下請負代金の支払遅延状況の有無</p>	<p>該当するものに■とすること。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <p>有の場合は、時期、内容について記入すること。</p>
<p>労働基準法、労働安全衛生法 その他労働関係法令違反の有無</p>	<p>該当するものに■とすること。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <p>有の場合は、時期、内容、処分状況について記入すること。</p>
<p>（必要に応じて、預金残高証明書等の確認資料を求めたり、取引金融機関や保証会社への照会を行う場合がある。）</p>	
<p>【事情聴取状況】 （※記入不要）</p>	

低入札価格調査報告書

年 月 日審査会

工事番号			
工事名			
業種 (ランク)		工 期	
工事概要			
開札日		年 月 日 時 分	
入札参加者数	者	入札方式	
予定価格 (税抜き)	円	調査基準価格 (税抜き)	円
入札金額 (税抜き)	円 (入札順位 第 位) (予定価格の %)		
調査対象者名	業者名 所在地 代表者名		
事情聴取対象者名	相手方職氏名		
聴取者職氏名	(契約検査総室) (○ ○ 課)		
聴取日時・場所			
事情聴取の結果		別添のとおり	
調査の結果	工事費内訳書	別添のとおり	
	工事成績		
	経営状況	取引金融機関 自己資本額 千円 (時点)	
	信用状態		
	その他		
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがない ・ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがある (必要に応じて理由) 		

【契約審査委員会】

審 査 委 員	設計担当次長 (会長)	設計担当課長 (課)	契約検査総室長	契約検査総室副室長 (工事契約担当)

（調査の結果落札者としなかった者）様

熊本市長

印

入札結果通知書

年 月 日に入札を執行した下記の工事について落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者としなことに決定しましたので、通知します。

記

1 工事名

2 入札金額 金 円

3 落札者としな理由

上記入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされなとおそれがあると認められるため。

